

質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日によろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札説明書9(3)ウ に記載のとおり、入札書の日付は実際の提出日（令和7年1月22日まで）を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないのでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		切替時に契約電力が500kW 以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	契約電力の変更予定はありません。
4		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
5		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6		送電開始日は計量日と同日でしょうか。違っている場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	同日になります。
7		計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	計量日は毎月1日です。

8	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	需要施設内に会計を別とする事業者等はいないため、問題ありません。
9	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）	需要施設内に会計を別とする事業者等はいないため、複数からの支払いとなることはありません。
10	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 （基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	基本料金の算定は、契約書第10条第2項に記載のとおりです。
11	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置しています。
12	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
13	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。
14	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。
15	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上定めることとなります。
16	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能でしょうか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。

17		落札業者は開札日に決定いたしますので、お見込みのとおりです。広島市ホームページで、落札金額を総価のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
18		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金に記載のとおり、同条第2項から第4項に（燃料費等調整額がある場合はそれを含み）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。
19		電気料金の算定は、契約書第10条第1項に記載のとおり、同条第2項から第4項に従って算定した基本契約料金及び電力料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金（請求額）としてください。
20		当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天災などの契約要綱の変更、あるいは法制度変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価の変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。
21		一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに見えなかったものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。
22		入札付属書に記載する基本料金（1）、電力量料金月額（2）の端数処理に指定はありませんか。
23		入札説明書9（3）エ（注）2ただし書きに記載のとおりです。
24		弊社は郵便で入札書を提出し立ち合いは出来かねます。2回目以降の入札を辞退する場合の辞退方法を教えてください。
25		2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
26		仕様書その他【その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。】について、【旧一般電気事業者が定める電気契約要綱による。】と読み代えてよろしいでしょうか。
27		仕様書に記載のとおりであり、読み代えることはできません。
28		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。
29		問題ありません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書 11 その他（2） 契約書（案） 第18条	入札説明書 11 その他（2）に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書 9 （4）	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額（1）欄は力率割引（仕様書記載の標準力率100%）を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計（1）（2）においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書 9(3)エ(注) 2ただし書きに記載のとおりです。
5	契約書（案）	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙が定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができ。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定については、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
6	入札説明書 4 （3）	仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。

7	入札説明書 9 (11)	供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。 （上記が可能の場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。 一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。 また、入札価格の算定に当たっては入札説明書 9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額は入札金額に含みません。 なお、燃料費等調整額を各社独自の方法で算定することはできません。
---	-----------------	--	--

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 3

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	仕様書	施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	株式会社イーセルです。 計量日は毎月1日です。
2	仕様書	施設について、自動検針装置はついていますか。	自動検針装置は設置しています。
3		施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	入札説明書	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書9(3)ウに記載のとおり、入札書の日付は実際の提出日(令和7年1月22日まで)を記入してください。
5	入札説明書	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	お見込みのとおりです。
6	入札説明書	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札附属書(注)3に記載のとおり、税込みです。
7	入札説明書	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。
8		弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。	問題ありません。
9		お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	We bからダウンロードし印刷した物が、適法な支払請求書であれば、問題ありません。
10		発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
11	契約書	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

1 2		ダウンロード可能な請求書へは電子印が されているため、請求担当者等の記載は対 応しておりません。ご了承くださいませで しょうか。	問題ありません。
1 3		電子請求書の対応不可の需要家様へ特別 処置として紙請求書を発行した場合、請求 書の到着が使用月に対し翌月の15日前 後となります。（長期連休時に20日頃に なる可能性がございます）ご承諾いただ けますでしょうか。	問題ありません。
1 4		請求書の支払い期限は請求書受領後30 日以内に振込となります。（年度末でも同 様）ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 5		弊社では供給施設内にご入居されている 企業様に対して個別に請求書を発行する 事が出来ません。ご了承くださいませで しょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	需要施設内に会計を別とする事業者等は いないため、問題ありません。
1 6		毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた 一括の請求書、または各施設につき1枚の 請求書発行方法のみとなりますが問題ご ざいませでしょうか。	問題ありません。
1 7		複数施設のうち指定の施設のみを1枚に まとめて発行するグループ請求書の発行 には対応できません。ご了承くださいませ でしょうか。	問題ありません。
1 8		弊社の請求書は、原則、We bサイト上で 速報版請求書翌月5営業日より順次掲載、 確定版請求書を翌月7営業日夕方より順 次掲載致します。ご了承くださいませで しょうか。	問題ありません。
1 9		燃料費調整単価について弊社では請求金 額算出にあたり「みなし一般電気事業者」 の燃料調整費算出式、及びその算出式を用 いた燃料調整費単価を適用しております。 ご了承くださいませでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書 第10条第3項に記載のとおりであり、契 約締結後、協議の上定めることとなりま す。
2 0		発行される請求書につきまして「燃料費調 整単価」「市場価格調整単価」の項目は分 かれず合計値で「燃料費調整額」と表記さ れる形となりますが問題ございませんで しょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書 第10条第3項に記載のとおりであり、契 約締結後、協議の上定めることとなりま す。

2 1	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに見えなかったものについては、影響が及ぶ事項につき、変更協議をすることは可能です。																																				
2 2	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更予定はありません。																																				
2 3	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいませでしょうか。	契約締結前に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、契約締結後、協議の上、契約電力を定めることとなります。																																				
2 4	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW	契約電力：695kW 最大需要電力実績： <table> <tr><td>2024年</td><td>1月</td><td>526kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>2月</td><td>577kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>3月</td><td>580kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>4月</td><td>599kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>5月</td><td>646kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>6月</td><td>666kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>7月</td><td>644kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>8月</td><td>635kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>9月</td><td>649kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>10月</td><td>640kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>11月</td><td>649kW</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>12月</td><td>204kW</td></tr> </table>	2024年	1月	526kW	2024年	2月	577kW	2024年	3月	580kW	2024年	4月	599kW	2024年	5月	646kW	2024年	6月	666kW	2024年	7月	644kW	2024年	8月	635kW	2024年	9月	649kW	2024年	10月	640kW	2024年	11月	649kW	2024年	12月	204kW
2024年	1月	526kW																																				
2024年	2月	577kW																																				
2024年	3月	580kW																																				
2024年	4月	599kW																																				
2024年	5月	646kW																																				
2024年	6月	666kW																																				
2024年	7月	644kW																																				
2024年	8月	635kW																																				
2024年	9月	649kW																																				
2024年	10月	640kW																																				
2024年	11月	649kW																																				
2024年	12月	204kW																																				
2 5	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	仕様書に記載の契約電力で契約となります。																																				

2 6	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。
2 7	30分値データ等をお持ちでなく提供がでない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。
2 8	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。
2 9	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	建築・増築にかかる移転の予定はありません。
3 0	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更の予定はありません。また、契約電力の変更に係る工事の予定はありません。
3 1	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	契約開始後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3 2	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	広島市ホームページで、落札金額を総価のみ公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行う予定はありません。
3 3	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づき、必要となる最低限の情報について協議が必要です。
	※入札説明書、仕様書等すでにご記載の内容に関する質問もございますが、確認のため今一度ご教示いただけますと幸いです。お手数おかけしますがよろしく願いいたします。	

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。